

# 第82回組合会開催

平成22年3月5日(金)

- 平成22年度事業計画・予算等決定
- 表彰(退職支部職員)



新建  
国保だより

●発行所

新潟県建築国民健康保険組合  
新潟市中央区川岸町3丁目17-2  
TEL (025) 231-2856~8  
FAX (025) 231-2936  
ホームページ  
<http://www.kenchiku-kokuho.jp/>  
E-mail  
niigata@kenchiku-kokuho.jp

●発行人

理事長 吉田 秀夫

第82回組合会は、3月5日(金)午後12時30分より新潟東映ホテルで開催されました。小林理事(上越北)の司会、山際副理事長の開会挨拶、物故者に対する黙祷、吉田理事長の挨拶の後、高橋議長(新潟)・瀧澤副議長(魚沼)の運営により提出議案を慎重審議した結果、全案件が承認可決されました。

承認可決議案は次のとおりです。

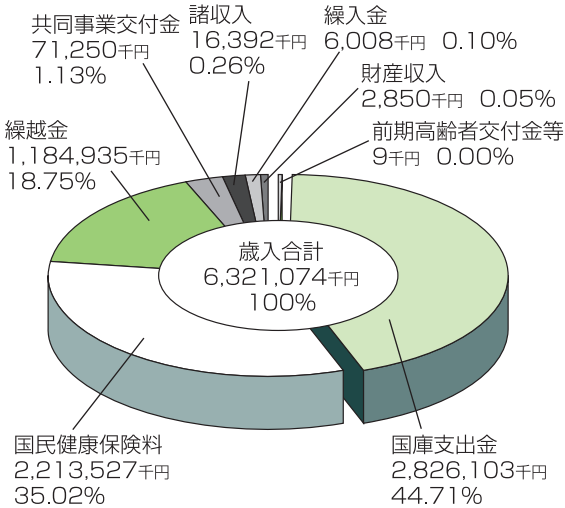
## 議 事 内 容

- 報告第1号 専決処分報告について
- 報告第2号 平成21年度事業実績中間報告について
- 議案第1号 平成22年度事業計画について
- 議案第2号 平成22年度歳入歳出予算について

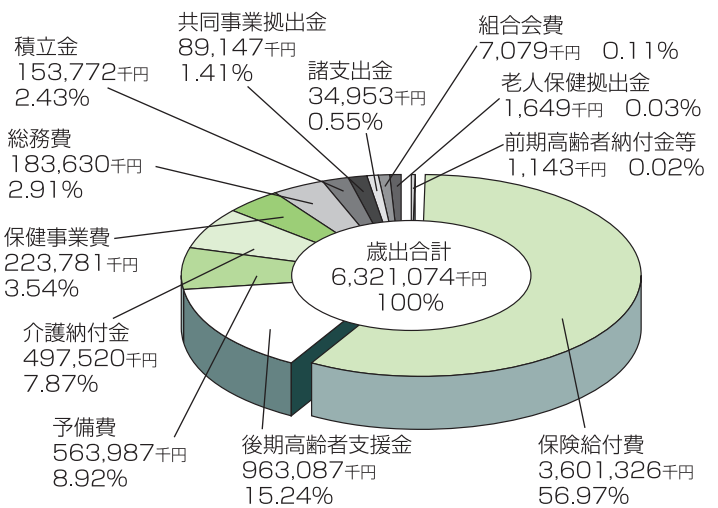
議事終結後、協議・報告事項を了承、加藤副理事長の閉会挨拶の後、組合会を終了いたしました。

# 平成22年度 歳入歳出予算構成

## 歳入



## 歳出



# 平成22年度 歳入歳出予算書

歳入			
款	項	金額(千円)	構成比(%)
1.国民健康保険料		2,213,527	35.00
	1.国民健康保険料	2,213,527	35.00
2.一部負担金		2	0.00
	1.一部負担金	2	0.00
3.分担金及び負担金		2	0.00
	1.分担金及び負担金	2	0.00
4.使用料及び手数料		1	0.00
	1.督促手数料	1	0.00
5.国庫支出金		2,826,103	44.71
	1.国庫負担金	15,137	0.24
	2.国庫補助金	2,810,966	44.47
6.前期高齢者交付金		2	0.00
	1.前期高齢者交付金	2	0.00
7.県支出金		1	0.00
	1.県支出金	1	0.00
8.共同事業交付金		71,250	1.13
	1.共同事業交付金	71,250	1.13
9.財産収入		2,850	0.05
	1.財産運用収入	2,850	0.05
10.寄付金		1	0.00
	1.寄付金	1	0.00
11.繰入金		6,008	0.10
	1.特別積立金繰入金	1	0.00
	2.給付費支払準備積立金繰入金	1	0.00
	3.組合特別準備積立金繰入金	1	0.00
	4.介護納付金積立金繰入金	1	0.00
	5.保健事業積立金繰入金	6,000	0.09
	6.業務電算化積立金繰入金	1	0.00
	7.会館償却費積立金繰入金	1	0.00
	8.役員退職積立金繰入金	1	0.00
	9.職員退職積立金繰入金	1	0.01
12.繰越金		1,184,935	18.75
	1.繰越金	1,184,935	18.75
13.諸収入		16,392	0.26
	1.延滞金及び過怠金	2	0.00
	2.預金利子	9,000	0.14
	3.受託事業収入	1	0.00
	4.雑入	7,389	0.12
歳入合計		6,321,074	100.00

歳出			
款	項	金額(千円)	構成比(%)
1.組合会費		7,079	0.11
	1.組合会費	7,079	0.11
2.総務費		183,630	2.91
	1.総務管理費	107,244	1.70
	2.徴収費	75,248	1.19
	3.趣旨普及費	1,138	0.02
3.保険給付費		3,601,326	56.97
	1.療養諸費	3,199,864	50.62
	2.高額療養費	266,107	4.21
	3.移送費	36	0.00
	4.出産育児諸費	77,585	1.23
	5.葬祭諸費	7,750	0.12
	6.傷病手当金	47,584	0.75
7.出産手当金	2,400	0.04	
4.後期高齢者支援金		963,087	15.24
	1.後期高齢者支援金等	963,087	15.24
5.前期高齢者納付金等		1,143	0.02
	1.前期高齢者納付金等	1,143	0.02
6.老人保健拠出金		1,649	0.03
	1.老人保健拠出金	1,649	0.03
7.介護納付金		497,520	7.87
	1.介護納付金	497,520	7.87
8.共同事業拠出金		89,147	1.41
	1.共同事業拠出金	89,147	1.41
9.保健事業費		223,781	3.54
	1.特定健康診査等事業費	50,417	0.80
2.保健事業費	173,364	2.74	
10.積立金		153,772	2.43
	1.積立金	153,772	2.43
11.諸支出金		34,953	0.55
	1.償還金及び還付加算金	34,953	0.55
12.予備費		563,987	8.92
	1.予備費	563,987	8.92
歳出合計		6,321,074	100.00

# 平成22年度 新潟県築国民健康保険組合事業計画

## 1. 基本方針

先進国の経済の回復は中国やインドなどの新興国の経済成長と輸出に依存した状況で、内需の拡大のスピードも緩やかで、日本を含め先進国の失業率は最悪の状況が続いています。

昨年8月、民主党を中心とした3党による連立政権が誕生しました。

この連立政権の樹立に際して、国民健康保険制度上の重要な合意がなされております。

①「社会保障費の自然増を年2千2百億円抑制する方針(骨太方針)を廃止すること。」②「後期高齢者医療制度を廃止し、医療制度に対する国民の信頼を高め、国民皆保険制度を守る。」③「医療費(GDP比)の先進国(OECD)並の確保を目指す。」という三点です。

②の後期高齢者制度の廃止と新たな医療制度への移行は、現在制度全体の見直しが行われており、今後その動向を注視していかなければなりません。

平成22年度の政府予算案が審議されており、国保組合に係る助成は、特別調整補助金が前年同額、高額医療費共同事業補助金が前年度比0.6億円増、特別対策費補助金が前年同額となり、全体として特別助成費は前年度に比べ0.6億円増の282.1億円が措置されております。

また、特定健康診査・特定保健指導補助金は、平成20年度の全国の実施率及び平成22年度の実施率の見直しから0.5億円減の15.5億円の措置となっております。

国の財政状況は危機的な状況にあり、一部の国保組合においては、国保制度自体の基本的な問題も報道機関により指摘されております。一方、国保制度の一体的運用等もささやかれており、事業仕分けを例にとってみても、2、3年後には国の補助は確実に相当厳しい見直しが予想され、国からの補助金が今までのように安定的に助成されるのか、予断を許さない状況にあります。

こうしたことを踏まえ、平成22年度の事業を展開していくわけですが、建築国保としては、次に示す「重点事項」を積極的に推進し、医療費の削減に取り組み、新たな被保険者の獲得を図り、被保険者の皆様がこれからも健康で安心できるよう着実な事業運営に取り組んでいく所存です。

## 2. 重要事項

1. 被保険者の加入促進
2. 財政基盤の安定と充実強化
3. 適用の適正化の推進
4. 保健事業の充実
5. 特定健診・特定保健指導の円滑な実施

# 感謝状被贈呈者

支部職員(1名)

(表彰規定第2条4号)

氏名	支部名	勤続期間	勤続年数
宇留間 ヒサ	佐 渡	平成8年4月1日～平成21年7月31日	13年4ヶ月

「表彰規定第2条4号」支部職員であって国保業務に10年以上携わった者

### 3. 事業内容

(1) 事業期間 (自)平成22年4月1日～ (至)平成23年3月31日

(2) 被保険者数 組合員である被保険者 10,261人  
組合員以外の被保険者 12,659人  
合計 22,920人 (介護保険対象者 10,171人)

(3) 保険料

区分	説明	基礎賦課額	後期高齢者支援金賦課額	介護納付金賦課額	月額	
組合員	1級 事業主	従業員を使用している事業主 労働者を使用する日数が年間100日以上 の事業主親子で一つの事業を行っている 主たる者	11,800円	1,700円	2,000円	15,500円 ※(13,500円)
	2級 一人親方 法人役員	従業員を使用していない事業主 労働者を使用する日数が年間100日未 満の事業主	9,800円	1,700円	2,000円	13,500円 ※(11,500円)
		法人の代表者以外の役員				
	3級 従業員	事業主の雇用証明書を提出した者 親子で一つの事業を行っている従 たる者	8,800円	1,700円	2,000円	12,500円 ※(10,500円)
	4級 25歳未満	25歳未満の組合員	4,300円	1,700円	—	6,000円
5級 後期高齢者	75歳以上の組合員	3,000円	—	—	3,000円	
家族	家族	2,300円 賦課限度5人	1,600円 賦課限度5人	1,100円 賦課限度3人	5,000円 ※(3,900円)	
・月額( )は介護2号被保険者(40歳から64歳)以外の保険料 ・賦課限度額		基礎賦課額	279,600円	(市町村50万円)		
		後期高齢者支援金等賦課額	116,400円	(市町村12万円)		
		介護納付金賦課額	63,600円	(市町村13万円)		

(4) 療養給付

#### I 療養の給付負担割合

区分	給付割合	一部負担割合
義務教育就学前児童 (注1)	8割	2割
就学児以降70歳未満	7割	3割
70歳以上	一般	8割 (注2)
	現役並み所得者 (注3)	7割

(注1) 小学校入学前児の6歳に達する日以後の最初の3月31日以前

(注2) 平成22年4月から平成23年3月までの一年間の窓口負担は1割

(注3) 高齢者の医療の確保に関する法律の適用を受けていない被保険者

#### II 高額療養費の支給

医療機関等で支払った一部負担金の月額がそれぞれの自己負担限度額を超えたとき、一部負担金から自己負担限度額を控除した額を支給します。但し、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除きます。

70歳未満	所得区分	自己負担限度額	
	上位所得者	150,000円 [83,400円]	医療費が500,000円を超える場合 + (医療費 - 500,000円) × 1%
一般	80,100円 [44,400円]	医療費が267,000円を超える場合 + (医療費 - 267,000円) × 1%	
低所得者 (住民税非課税者)		35,400円 [24,600円]	

70歳以上	所得区分	自己負担限度額		
		外来 (個人ごと)	入院 (世帯単位)	
	現役並み所得者	44,400円	80,100円 [44,400円]	医療費が267,000円を超える場合 + (医療費 - 267,000円) × 1%
	一般	12,000円	44,400円	
低所得者 (住民税非課税者)	I	8,000円	24,600円	
	II	8,000円	15,000円	



**Ⅲ 高額介護合算療養費**

同一世帯の被保険者において、医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担の両方が発生している場合に、合算額について毎年8月1日から翌年7月31日間で年額での上限を設け、負担を軽減します。

		国保+介護(70~74歳者がいる世帯)	国保+介護(70歳未満の者がいる世帯)
現役並み所得者		67万円	126万円
一 般		62万円〔56万円〕 (※)	67万円
低所得者 (住民税非課税)	Ⅱ	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円	

※70~74歳の被保険者等にかかる一部負担金の軽減措置に伴う凍結(表中〔 〕で記載された額)。

**Ⅳ 入院時食事療養費**

食事の費用は、「療養の給付」から切り離して、入院時食事療養費として平均的家計の食事負担の状況を勘案した一定額を窓口で支払います。

			食事療養費(1食分)
現役並み所得者及び一般			260円
非課税世帯	過去12ヶ月の 入院日数	90日まで	210円
		90日以降	160円
非課税世帯(老齢福祉年金受給者)			100円

**Ⅴ 入院時生活療養費**

療養病床に入院する70歳以上の方は食費と居住費にかかる費用のうち、標準負担額の支払が必要です。

	食費(1食分)	居住費(1日分)	食費居住費(1日分)
現役並み所得者 及び一般	460円 (420円)※	320円	1,700円 (1,580円)
低所得者Ⅱ	210円		970円
低所得者Ⅰ	130円		710円
低所得者Ⅰのうち 老齢福祉年金受給者	100円	0円	300円

※医療機関により金額が異なるので、医療機関に確認して下さい。

**Ⅵ 訪問看護療養費**

在宅で寝たきりの状態である方が訪問看護を受けたとき、自宅において療養を受ける状態にあつて、主治医の指示により訪問看護ステーションから訪問看護を受けた場合に、その費用を支給します。

**Ⅶ 療養費**

治療費(海外の病院等で受診した場合を含む)など現金で支払ったときや、はり・きゅうマッサージ代、コルセット代、輸血時の生血代などを支給します。

**Ⅷ 移送費**

歩行困難な方を医師の指示により入院または転院のため移送したとき。

**(5) その他の保険給付**

<b>Ⅰ 出産育児一時金</b>	子供1人出産につき一時金を支給 産科医療補償制度対象の分娩	440,000円 (上乗せ) 30,000円
<b>Ⅱ 葬 祭 費</b>	組合員が死亡した場合 家族が死亡した場合	100,000円 50,000円
<b>Ⅲ 傷病手当金</b>	組合員である被保険者が入院した場合60日限度で支給 1 級 1日6,000円×60日 = 2 級 ~ 4 級 1日5,000円×60日 =	360,000円 300,000円

※・自損事故による入院は4日間の免責期間を設け、5日目から10日目までの6日間を支給限度日数とする。  
・同一疾病については5年毎に適用する。

<b>Ⅳ 出産手当金</b>	女性の組合員(資格が1年以上)が出産した場合に支給	1児につき300,000円
----------------	---------------------------	---------------

## (6) 保 健 事 業

1	1日人間ドック等の受診補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者(組合員・家族)の資格が1年以上あり、20歳以上の対象者</li> <li>1日人間ドック等は、健診料金の7割を補助、2万円を限度とする。</li> <li>オプション検診は、検診をうけようとする健診機関等が実施する検診を対象とし、検診料金の7割を補助、2万円を限度とする。</li> <li>石綿健診は(一次及び二次)全額補助。</li> </ul>
2	乳幼児見舞金	<ul style="list-style-type: none"> <li>0歳～就学前の被保険者が入院した場合30日限度で支給する。</li> <li>1日 3,000円 × 30日 = 90,000円を限度</li> </ul>
3	医療費通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる全世帯に6月、9月、12月、3月の年4回通知する。</li> </ul>
4	広報の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国保だより」年2回、「国保のご案内」年1回配布する。</li> </ul>
5	健康優良家庭(者)の表彰	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年間無受診だった家庭(者)を表彰する。</li> </ul>
6	家庭医薬品の無償配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭医薬品を全世帯に無償で配布する。</li> </ul>
7	国保協議会負担金の補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>上越・中越・下越の国保協議会に組合員1人200円(年)を活動費として交付する。</li> </ul>
8	高度医療交通費補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度医療に係る対象者の交通費補助として1月につき10,000円を補助</li> </ul>
9	支部研修旅行補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくりや保養のため研修旅行で宿泊施設を利用する場合(支部の主催又は商工会・建設関連団体等との共催、1組合員1泊3,000円の補助金)</li> </ul>
10	保健指導(講演)	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合会・支部総会・国保協議会等の開催時に健康保持増進に係る保健指導(講演等)を保健師により行う。</li> </ul>
11	インフルエンザ予防接種補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>季節性及び新型(それぞれ補助)</li> <li>◇13歳未満 1回につき2,100円限度(年2回まで)</li> <li>◇13歳以上65歳未満 1回 2,100円限度</li> <li>65歳以上 1回 1,050円限度</li> </ul>
12	肺炎球菌ワクチン接種補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>75歳以上 8,000円限度</li> <li>65歳以上75歳未満 5,000円限度</li> <li>65歳未満の者が医師の判断により接種する場合 2,100円限度</li> </ul>
13	子宮頸がんワクチン接種補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校6年生から中学3年生 1回につき5,000円限度(3回まで)</li> </ul>
14	特定健診・特定保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>40歳以上の被保険者の方に毎年一定の実施率を設け行う。</li> <li>◇特定健診 対象者の40%(22年度の実施率)</li> <li>◇特定保健指導 動機付支援 対象者の20%( " )</li> <li>積極的支援 対象者の20%( " )</li> </ul>
15	健康電話相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師、保健師、医師等の専門家による24時間対応の健康に関する電話無料相談。</li> </ul>
16	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>出産家庭に対し育児書の配布(月刊誌(年12冊)、育児全書(1冊))</li> </ul>

## 廃止

## 「契約保養所利用補助」

組合が指定する旅行会社等の契約保養施設利用事業は廃止となります。

補助額

5,000円



22年4月1日から

廃止

## 契約旅行会社

- ① JTB日本交通公社
- ② 日本旅行
- ③ 三愛旅行社
- ④ JRびゅうプラザ
- ⑤ 新潟交通
- ⑥ 頸城観光
- ⑦ 越後交通

## 新規

## 1 「子宮頸がんワクチン接種補助」

平成22年4月1日接種分から

○対象者 小学校6年生から中学3年生の女子

○接種回数 3回接種が必要 (1回目接種 2回目(1回目接種から1ヶ月後) 3回目(1回目接種から6ヶ月後))

○補助額 1回につき5,000円限度(3回まで)

※市町村や県から補助がある場合は、その金額を控除した後の補助限度額です(1回の接種費用は1万5千円程度、医療機関によって異なる場合があります。)

## 2 「子育て支援」

平成22年4月1日分娩分から  
出産家庭に対し育児書の配布 月刊誌(年12冊)  
育児全書(1冊)

※出産育児一時金の支給に合わせ本部が個人宛に発送します。

## 改定

## 1 「支部研修旅行補助」

補助額

5,000円

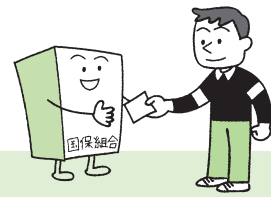


22年4月1日利用分から

3,000円

「契約保養所利用補助」事業は廃止しますが、22年度から契約旅行会社を通して支部研修旅行を行えるよう準備しております。

# 4月は異動の時期です 手続きはお早めに



## 家族が建築国保に入るとき

組合員と同じ世帯であること、他の保険に入っていないことが要件です。

入る理由	届出に必要な書類
健康保険等をやめたとき	続柄が記載された住民票と前の保険の喪失証明等
子どもが生まれたとき	省略されていない子どもの住民票 出産育児一時金の申請書
結婚または同居したとき	続柄が記載された住民票

## 家族が建築国保をやめるとき

組合員の世帯員でなくなったか、他の保険に入ったこと等が要件です。

やめる理由	届出に必要な書類
健康保険等に入ったとき	入った健康保険証等の写し
亡くなったとき	住民票の抹消謄本又は死亡診断書の写し、火葬許可証の写しでも可
離婚または他の世帯に転出したとき	組合員の世帯をはなれたことが記載された住民票の抹消謄本

## 保険証の記載内容が変わったとき

理由	届出に必要な書類
住所や氏名の変更	新住所の世帯全員の住民票
住居表示の変更	住居表示変更通知書か住民票
家族が遠方の学校に入ったとき	在学証明
家族が遠方の訓練校に入ったとき	訓練校の在籍証明書
保険証の紛失	警察に届出後、申請書にその旨を記入
保険証の破損・汚損	申請書に破損・汚損した保険証を付けて提出

学生（大学生、専門学校生、予備校生）在学証明証を年1回提出

## 70歳以上の方が加入する際に、 所得の証明が必要な理由

70歳以上の方は所得によって負担割合が異なるために所得の証明をいただいています。



22年度の特健診受診券（クリーム色）は4月中に該当者全員に送付いたします。

（受診時まで確実に保管し、誤って紛失しないよう注意してください。）

受診券は特定健診を受診するときや、人間ドックを受けるときは必ず必要です。

## 法人事業所のみなさまへ

### 【強制適用事業所】

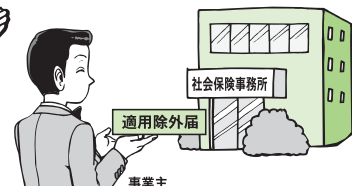
次の事業所は法律によって、健康保険、厚生年金に加入しなければなりません。

法人事業所の役員・従業員は以下の加入要件があります。

- ①社会保険適用済み事業所（社会保険からの戻り）でないこと。
- ②政府管掌健康保険適用除外承認を受けていること。



適用除外の申請はもう済みですか



事業主

### ◆適用除外とは…

通常、法人事業所と常時5人以上の従業員を使用する個人事業所は、社会保険（政府管掌健康保険、厚生年金保険）へ加入することになります。しかし、社会保険事務所へ適用除外申請をして厚生年金保険へ加入した場合は、新潟県建築国保への加入が認められています。

# 仕事中のケガは労災保険が大原則です！

まだ特別加入していない方は、早急に加入して下さい。

特別加入該当者…事業主・一人親方・家族従業員

## 仕事中のケガや病気は労災保険で治療を受けるのが原則です。

- ① 労災保険は従業員を雇っている事業所はすべて加入しなければなりません。
- ② 一人親方、事業主は必ず特別加入をしてください。
- ③ 仕事中のケガや病気は、本来、建築国保組合が負担すべきものではありません。労災保険の方で手厚い給付を受けられます。



### ケガや病気をしたとき

療養補償給付…仕事中のケガや病気で療養を要する場合

休業補償給付…仕事中のケガや病気で仕事を休み、給料がもらえない場合

障害補償年金…仕事中のケガや病気で療養を始めて、1年6カ月たっても治らなかった場合

### 死亡したとき

遺族補償給付…仕事中のケガや病気で死亡した場合

## 「組合員の加入資格」がいま問題になっています！

昨年末から新聞で、国保組合の「無資格加入者の問題」が指摘され、いま各県に会計検査が入っています。当組合は支部を通じ事前に調査中です。

**建築国保の加入資格は、あくまでも「建設関係28業種※」に原則限られます**

**それ以外の業種は「不適正な加入」となりますので、ご注意ください！**

組合に加入後も、途中で仕事が建築業以外に変わられた場合は、加入資格が無くなりますので、支部に届け出てください。

※土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事